

現場技術業務委託 積算基準書 新旧対照表

現場技術業務積算基準【土木（港湾空港関係に限る）】

改正前

5. 標準歩掛

標準歩掛は以下のとおりとする。

(1) 監督補助業務

監督補助業務				1月当たり
項目	適用	単位	数量	備考
管理技術者	技師(A)	人	<u>0.70</u>	
監督補助員	技師(C)	式	1.00	次式による

注) 1.監督補助員については、以下の通りとする。

- ・監督補助員(式/月) = 基準日額 × 必要人数 × 19.5人/日・月 + 超過業務標準相当額
- ・必要人数は、業務対象工事量を考慮し決定するものとする。
- ・月当り業務日数は、19.5日/月を標準とする。ただし、業務内容により別途考慮することができる。
- ・超過業務標準相当額の積算は、監督補助員の時間外給与月当たり20時間相当分を計上することを標準とする。これにより難い場合は、発注者において業務内容等を勘案し定めるものとする。
- ・なお、超過業務時間あたり単価は次式による。

$$\text{超過時間あたり標準単価} = \text{基準日額} \times 1 / 8 \times A \times B$$

ただしA、Bは以下の通りとする。

$$A = 1.25 / 1.00 \quad B = \text{割増対象賃金比}$$

(2) 打合せ

打合せ				1回当たり
項目	適用	単位	数量	備考
管理技術者	技師(A)	人	0.50	

注) 打合せについては、1月当たり2回(0.5人/回 × 2回 = 1.0人)を標準とする。これにより難い場合は、業務内容等を勘案し定めるものとする。

改定後

5. 標準歩掛

標準歩掛は以下のとおりとする。

(1) 監督補助業務

① (現場技術員の技術者区分が監督補助員(Ⅰ)の場合)

1月当たり				
項目	適用	単位	数量	備考
管理技術者	技師(A)	人	0.70	
監督補助員(Ⅰ)	技師(C)	式	1.00	次式による

② (現場技術員の技術者区分が監督補助員(Ⅱ)の場合)

1月当たり				
項目	適用	単位	数量	備考
管理技術者	技師(A)	人	0.70	
監督補助員(Ⅱ)	技術員	式	1.00	次式による

注) 監督補助員(Ⅰ)(Ⅱ)については、以下の通りとする。

- ・監督補助員(式/月) = 基準日額 × 必要人数 × 19.5人/日・月 + 超過業務標準相当額
- ・必要人数は、業務対象工事量を考慮し決定するものとする。
- ・月当り業務日数は、19.5日/月を標準とする。ただし、業務内容により別途考慮することができる。
- ・**超過業務標準相当額は、業務内容及び業務期間に応じて関係法令を遵守し計上できる。**
- ・なお、超過業務時間あたり単価は次式による。

$$\text{超過時間あたり標準単価} = \text{基準日額} \times 1 / 8 \times A \times B$$

ただしA、Bは以下の通りとする。

$$A = 1.25 / 1.00 \quad B = \text{割増対象賃金比}$$

(2) 打合せ

1回当たり				
項目	適用	単位	数量	備考
管理技術者	技師(A)	人	0.50	

注) 打合せについては、1月当たり**1回**を標準とする。これにより難い場合は、業務内容等を勘案し定めるものとする。